

2005年農林業センサス結果概要

— 農林業経営体調査報告書 —



大阪府企画調整部統計課

まえがき

この報告書は、平成17年2月1日現在で農林水産省が実施した「2005年農林業センサス」(指定統計第26号)の農林業経営体調査の結果をもとに、大阪府の状況についてとりまとめたものです。

近年の農林業における生産・流通両面の多様化等に対応した各種施策の展開に対応するため、農林業の構造や農山村の実態を的確に把握する必要性が高まっています。

このような背景のもと2005年農林業センサスにおいては、これまでの農家・林家という世帯を対象として実態を把握する調査から、農林業の経営に焦点を当てた農林業経営体を対象とした調査に転換するとともに、法人化や組織化の動きを的確に把握するため、調査体系・調査対象・調査事項について抜本的な見直しを実施した調査となりました。

大阪府では、平成14年3月に今後10年間の農林水産業行政の展開指針となる「大阪府新農林水産業振興ビジョン」を策定し、『府民とともにめざす豊かな「食とみどり」の創造』を基本目標として、魅力ある都市農業の振興や多様な機能を有する農空間・森林の保全・活用に向けた取組みを展開しています。

本書が、今後とも農林業施策の推進等にあたっての基礎資料として、広く関係各方面において御活用いただければ幸いです。

最後に、調査の実施にあたり、多大の御協力をいただきました農林業関係者の皆様、統計調査員の方々、府内市町村及び関係各位に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも統計行政に一層の御協力をいただきますようお願いいたします。

平成18年3月

大阪府企画調整部

統計課長 水 永 六 郎

目 次

2005年農林業センサスの概要	1
利用上の注意	3
用語の解説	4
調査結果の概要	10
1 農林業経営体	10
（1）農林業経営体数	10
（2）地域別農林業経営体数	10
2 組織形態別農業経営体数	12
3 農業経営体（家族経営）	13
（1）農業経営の特徴	13
経営耕地面積規模別経営体数	13
農産物販売金額規模別経営体数	14
農業経営組織別経営体数	15
契約生産を行っている経営体数	16
環境保全型農業に取り組んでいる経営体数	17
農業生産関連事業を行っている経営体数	18
（2）土地	19
経営耕地のある経営体数と経営耕地面積	19
借入耕地のある経営体数と借入耕地面積	20
貸付耕地のある経営体数と貸付耕地面積	20
ハウス・ガラス室の面積規模別経営体数と作付面積	21
（3）農産物の生産	22
販売目的で作付した作物の類別作付経営体数と作付面積	22
販売目的で栽培した果樹の栽培経営体数と栽培面積	25
販売目的で家畜を飼養している経営体数と飼養頭羽数	26
（4）水稻作の受委託	27
（5）農業用機械	28

(6) 農業労働力	29
農業従事者数	29
農業就業人口	31
基幹的農業従事者数	33
(7) 農業後継者の有無別経営体数	35
4 販売農家	36
(1) 主副業別農家数.....	36
(2) 専兼業別農家数.....	39
5 林業経営体	42
(1) 林業経営の特徴.....	42
組織形態別経営体数	42
保有山林面積規模別経営体数	43
(2) 山 林.....	44
保有山林の状況.....	44
人工林の状況	45
(3) 林業労働力	46
(4) 林産物の販売.....	47
(5) 林業作業.....	48
過去 1 年間に保有山林で林業作業を行った経営体の	
作業別経営体数と作業面積	48
過去 1 年間に保有山林で林業作業を委託した経営体数と委託面積.....	49
過去 1 年間に林業作業の受託を行った経営体数と受託面積.....	49
林業作業の受託料金収入規模別経営体数.....	50
6 総農家	51
(1) 総農家数.....	51
(2) 地域別農家数.....	53
(3) 経営耕地面積.....	55
(4) 耕作放棄地面積.....	57
調査結果概要の統計表	59
統計表（結果表・新旧市区町村別一覧表）	203

2005年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2005年農林業センサスは、農業、林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することにより、農林業の基本的構造の実態を明らかにし、農林業施策及び農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

2 調査の沿革

昭和25年に実施した「1950年世界農業センサス」以降10年目ごとに、国際連合食糧農業機関（FAO）が世界的規模で提唱している世界農業センサスを行うとともに、その中間年に日本独自の農業センサスを実施している。2005年農林業センサスは中間年に該当し、通算で12回目となる。

また、林業センサスは昭和35年に実施した「1960年世界農林業センサス」から10年目ごとに同時実施してきたが、今回から農業センサスと統合され5年目ごとに実施することになり、通算で6回目となる。

3 根拠法規

統計法（昭和22年法律第18号）

統計法施行令（昭和24年政令第130号）

農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）

4 調査期日

平成17年2月1日現在

5 調査方法

農林水産省 都道府県 市区町村 指導員 調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査（調査対象者が直接調査票に記入する方式）

6 調査対象

調査対象とする農林業経営体は、農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）である。

- ・ 農業の外形基準
 - （1） 経営耕地面積が30アール以上の農業を営む者
 - （2） 経営規模が一定規模（表1）以上の農業を営む者
 - （3） 農作業の受託事業を行う者
- ・ 林業の外形基準
 - （1） 保有山林面積が3ヘクタール以上で、調査期日前5年間継続して林業作業（育林若しくは伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者
 - （2） 委託を受けて素材生産を行う者又は立木を購入して素材生産を行う者で、過去1年間の素材生産量が200立方メートル以上である者
 - （3） 委託を受けて造林・保育を行う者

(表1)

露地野菜作付面積	15アール
施設野菜栽培面積	350平方メートル
果樹栽培面積	10アール
露地花き栽培面積	10アール
施設花き栽培面積	250平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1頭
肥育牛飼養頭数	1頭
豚飼養頭数	15頭
採卵鶏飼養羽数	150羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
その他	調査期日前1年間における農産物総販売額 50万円に相当する事業の規模

7 今回センサスにおける主な改正点

- (1) 10年周期で実施してきた林業センサスを農業センサスと統合し、農林業センサスとして5年周期で実施。
- (2) 農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査、林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査の6つの調査を統合し、経営に着目した農林業経営体調査として実施。
- (3) 農林業経営体に外形基準(一定の経営規模)を設定。

利用上の注意

1 公表の数値について

- (1) 本書の公表の数値は概数値であり、後日、農林水産省が刊行物で順次公表する数値が確定値となる。
- (2) 調査結果の概要及び統計表の面積の数値は、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

2 地域区分

大阪市地域・・・大阪市
三島地域・・・吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能地域・・・豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
北河内地域・・・守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
中河内地域・・・八尾市、柏原市、東大阪市
南河内地域・・・富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、
大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、
泉北地域・・・堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南地域・・・岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、
田尻町、岬町
近畿・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

本書で使用している堺市の数値には、平成17年2月1日に堺市に合併した旧美原町の数値が含まれている。

3 記号・表示について

- 「0」 — 単位に満たないもの
- 「-」 — 調査は行ったが事実でないもの
- 「0.0」 — 四捨五入による単位未満のもの
- 「 」 — 減少（マイナス）したもの
- 「X」 — 秘密保護上、数値を公表しないもの
- 「...」 — 事実不詳のもの、又は調査を欠くもの

用語の解説

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭数又は出荷羽数その他の事業の規模が、次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

露地野菜作付面積	15 アール
施設野菜栽培面積	350 平方メートル
果樹栽培面積	10 アール
露地花き栽培面積	10 アール
施設花き栽培面積	250 平方メートル
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

農林業経営体

これまでの農家・林家の調査単位に加え、経営に着目した農林業経営体の調査単位で把握。

個人経営体（農家・林家）

一世帯複数経営は別々に把握。

法人経営体

法人の組織経営体（農事組合法人、会社等）を把握（一戸一法人も含まれる）。

非法人の組織経営体

法人化していない組織経営体を把握。

農業経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。 なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。
個人経営体 (農家・林家)	上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まない。)
法人経営体	上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。 (一戸一法人は含まれる。)
農業経営体の うち家族経営	前ページの「農業経営体」のうち個人経営体(農家)及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。
林業経営体	前ページの「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。
農家	平成17年2月1日現在の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯(例外規定農家)をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
農事組合法人	農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資 会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。

森 林 組 合	森林組合法に基づき組織された組合をいし、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
そ の 他 の 各 種 団 体	農業災害補償法に基づく農業共済組合や農業関係団体 または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含める。
地方公共団体 ・ 財 産 区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた団体をいう。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営 経 営 体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び植園地の計）の面積をいし、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。
借 入 耕 地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸 付 耕 地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕 作 放 棄 地 面 積	所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地の面積をいう。 転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。
主 副 業 別 分 類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農家をより鮮明に析出する農家分類として、1995年農林業センサスから採用した。
主 業 農 家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家をいう。

副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者(調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者)が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
自営農業	調査客体が経営している農業及び委託を受けて行った農作業をいう。
農業従事者	満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況			
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事	その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
ふだんの主な状態	主に仕事	C			
	主に家事や育児	B		A	
	その他				

土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。
一世帯複数経営	同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。

契 約 生 産	あらかじめ特定の者（スーパー等小売店を含む）と売買契約をして農業生産を行っているものをいう。
環境保全型農業	地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
農業生産関連事業	自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等農業経営に付帯する事業をいう。
販 売 目 的	農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的としている。
農 産 加 工	農畜産物を原料として物理的・化学的变化を加えて新たに生産物を生産することをいう。
直 販	農畜産物や農産加工品を直接消費者に販売している場合や消費者と販売契約して直送している場合をいう。
観 光 農 園	農園や牧場などで入園（入場）料をとっているものをいう。
農 業 後 継 者	次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者をいう。
林 業	林木の造林、保育、保護を行う育林業、材木の伐採、素材生産を行う素材生産業、薪、木炭生産を行う製薪炭業、これらに関連する林業的サービス業及び林野から樹皮、樹脂、樹実、薬草、山菜の採取や野生動物の狩猟を行うなどの作業を総称した事業をいう。
山 林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物を集約的に育成させるために用いる土地をいし、台帳地目にかかわらず現状が山林ならばすべて山林とする。したがって、樹木が生えていても樹園地及び庭園は山林から除いている。
保 有 山 林	経営体が単独で経営できる山林のことであり、所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借り入れている山林を加えたものをいう。
所 有 山 林	経営体が実際に所有している山林のことをいう。
貸 付 林	所有山林のうち山林として使用するために貸している土地のことをいう。
借 入 林	山林として使用する目的で経営体が単独で借りている土地のことをいう。
人 工 林	苗木を植林したり、人工的に種をまいて育成した山林のことをいう。

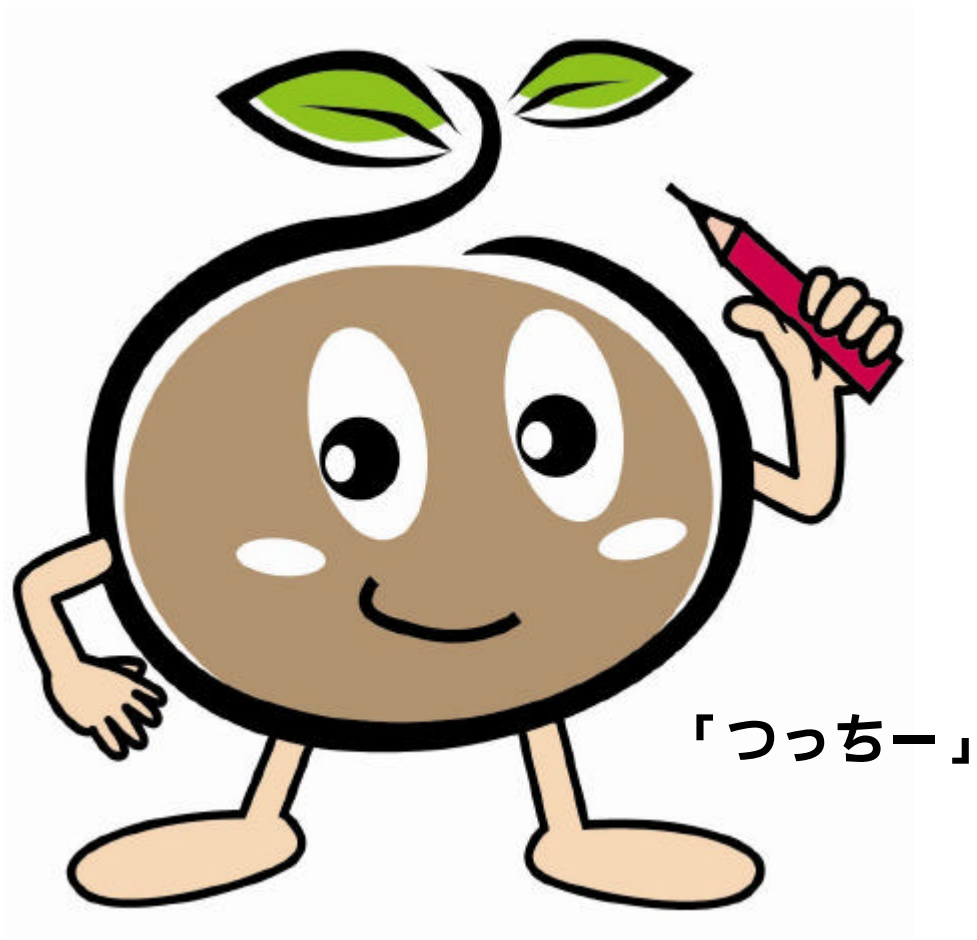
植 林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木する作業をいう。また、植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含む。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り作業を除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの作業をいう。
間 伐	除伐後に行う作業で森林を健全に成長させるため、劣性木、不用木を抜き切りすることをいう。
主 伐	一定の生育した林木を、用材等で販売するために行う除伐・間伐以外の伐採をいう。 なお、立木のまま販売したものは含まない。
林産物の販売	過去1年間において、保有山林から生産された林産物(立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。)の販売又は自らの消費に仕向けたものをいう。
用 材	樹種を問わず、製材用丸太、パイプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、杭木、まくら木、農用等に使われる木材のことをいう。 立木で : 立木のまま販売したものをいう。 素材で : 立木を倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太(そま角)にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林で伐採した材木を、しいたけ、なめこなどを生産するための原木(ほだ木)として販売したものをいう。
特 用 林 産 物	保有山林から生産又は採取し、販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。
素 材 生 産 量	素材とは、「未加工の原材料」をいう意味であるが、林業の場合は丸太のことを指し、原木ともいう。 素材生産量は丸太の体積で表し、一般的には立方メートルの単位で表示する。

2005年農林業センサス結果概要

- 農林業経営体調査報告書

平成18年3月発行

編集・発行 大阪府企画調整部統計課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
06-6941-0351 内線 2342



2005年農林業センサス



大阪府企画調整部統計課 平成18年3月発行
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL (06) 6941-0351
FAX (06) 6944-9961
URL <http://www.pref.osaka.jp/toukei/index.htm>